

# 今年は逆打ち遍路ですが…



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授  
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク  
事務局長)

Harunori  
Shishido

**1** 今年(2016年)は閏年で、四国遍路をする者にとっては「逆打ち」をすると通常の順打ちと比較して3倍のご利益があると言われています。1番靈山寺から番号順に88番大窪寺まで四国を時計回りに回るのを順打ち、逆に回るのを逆打ちと言っています。

四国遍路は、世界の多くの巡礼がサンティアゴ巡礼のように一つの最終目的地を目指すのとは異なり88に分かれた霊場(聖地)を順次すべて巡るという回遊型の巡礼であるという大きな違いがあります。

**2** そもそも四国遍路そして順打ち・逆打ちの起りは9世紀の衛門三郎伝説から始まったと言われています。

強欲な衛門三郎が、托鉢に立ち寄った空海(弘法大師)をそうと知らずに邪険にあしらったことから不幸に見舞われます。そのことに気づいた衛門三郎が許しを請うために空海を探して四国を時計方向に歩きますが、空海と出会うことができません。空海と同じ方向を歩いてもなかなか出会うことができないので逆方向に歩き12番焼山寺の手前で死の直前に空海に出会い空海から許しを得て亡くなります。衛門三郎の生まれ変わりが翌年誕生したと言われています。このことから逆打ちをすると弘法大師に出会う可能性が高まりひいてはご利益が順打ちの3倍にもなると信じられているのです。

**3** ではなぜ閏年に逆打ちをすればよいのでしょうか?これは衛門三郎伝説が天長8年(831年)10月の話であるからとされています。しかし、831年は閏年ではありません。翌年の天長9年(832年)なら閏年なのですが…。

ところが今年は丙申(ひのえさる)の年で60年に一度の逆打ちにふさわしい年だと一部で言われています。これは全く根拠が分かりません。丙申は十干十二支の一つなので規則正しく60年に1度巡ってきます。ちなみに60年に一度、元の十干十二支に戻ること

を還暦といいます。空海が存命であった期間(774年~835年)の丙申は1200年前の816年だけです。816年に特に逆打ちにご利益があるということに結びつく話は見つけることができませんでした。

**4** 四国遍路では霊場寺院を回る順序については特にどうしなければいけないということは無いとされています。順打ち、逆打ち以外にも何回かに分けて回る区切り打ち、特に4県をそれぞれまとめて回る一国打ちなどが行われています。

この「打つ」という言葉も衛門三郎が空海に自分が霊場寺院に来たことを分かってもらうために自分の名前を書いた木の納札(おさめふだ)を寺院の建物に打ち付けたことから由来しています。

霊場の寺院に1番から88番までの番号がつけられたのも江戸時代に入ってから、最初の遍路ガイドブックともいえる「四国遍路道指南(しこくへんろみちしるべ)」を著した真念とされています。

**5** 江戸時代に入り庶民が四国遍路を歩くようになるまでは僧侶の修行として歩かれていました。そのため今でも特に歩き遍路は修行であるという考え方も残っています。順打ちで歩くと道案内がそれなりに整備されていて注意深く歩けば道に迷うことは稀です。それと比較して逆打ちを行うと道案内が不十分で経験者でも道に迷いややすいと言われています。このことから逆打ちは順打ちより苦労をするためその分だけご利益が大きいと考えられています。

このようなことからバスに揺られての逆打ち遍路ツアーは順打ちと比べて特にありがたいことであるようには思われません。順序やご利益などにこだわらずに、四国遍路をしていただければと思います。

(空海が弘法大師という名前を贈られるのは死後の921年であり、衛門三郎は空海とは出会えましたが、伝説の上の話とはいえ弘法大師には出会えた訳ではありません。)

中央会だより 1

## 通常総会開催に向けて ~組合事務局代表者等研修会を開催

本会は4月19日、本会研修室（高松市）において組合事務局代表者等研修会を開催し、組合役職員55名が出席しました。

本会総務企画部・朝國課長より「組合事務局代表者が知っておくべき実務のポイント」をテーマに、決算関係書類の作成をはじめ、各種登記手続きや組合法に対応した事務処理、行政庁に提出する書類等、実務面を中心に説明を行いました。



▲会場の様子

出席した組合の多くは今後、決算書作成に始まり、監査会、理事会及び通常総会の開催並びに定款変更、代表者変更等に伴う変更登記まで一連の各種組合行事・事務手続きが続く多忙な時期に入ることもあり、熱心に受講されました。



▲講師の朝國課長

### 総会終了後の事務手続きをお忘れなく!

#### ●決算関係書類の提出

組合は、通常総会終了後2週間以内に、事業報告書及び決算関係書類を所管行政庁に提出することが義務づけられています。

##### 【提出書類】

- ・事業報告書
- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・剰余金処分案又は損失処理案
- ・前記の書類を承認した通常総会の議事録（謄本でよい。）

#### ●役員変更届の提出

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に所管行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の住所・氏名の変更や改選・補充・辞任、代表理事等の交代など役員に関する一切の変更をいいます。

#### ●代表理事の変更登記等

組合は代表理事の住所、氏名のほか、組合名称、事務所所在地、事業並びに出資金等を登記しています。これらの事項に変更があったときは、変更のあった日から2週間以内に法務局に登記を行う必要があります。特に、代表理事は再選された場合も、変更に該当するので登記が必要です。ご注意下さい。

☆下記本会ホームページにおいて決算関係書類、役員変更届、議事録等の様式を活用することができます。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/chuokai/download/index.html>

☆事務手続き等について、ご不明な点がありましたら本会指導員までご相談下さい。

中央会だより 2

## 小企業者組合活動支援事業の実施組合募集のご案内

### 補助対象事業

- ①小企業者組合が当該組合の組織強化、運営の向上、事業の発展向上等及び組合員の経営の近代化等を目的として行う研修会又は講習会の開催
- ②組合概要等組合パンフレットの作成又は Web サイトの構築
- ③小企業者組合が国内の展示会・見本市等への出展
- ④小企業者組合が先進的な組合・企業の事例を研修することにより、各組合員の資質の向上を目的として行う研修会の開催

### 補助対象者

本事業の補助対象となる組合は、以下の要件を備えている小企業者組合とします。

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人(以下同じ))以下の会社及び個人)であるもの。
- (2) 事業協同小組合及び企業組合。
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。
- (5) 前記(1)～(4)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの。

### 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は100千円を上限とし、総事業費の2／3を助成します。

(2) 補助対象経費

①講習会開催事業

講師謝金、講師旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費、借損料

②パンフレット作成・Webサイト構築事業

印刷費、依託費

③小企業者組合が国内の展示会・見本市等への出展に要する経費

会場借料、会場設営費、光熱費、広告宣伝費、通信運搬費、職員等旅費、借損料

④小企業者組合が先進的な組合・企業の事例を研修することにより、各組合員の資質の向上を目的として行う研修会の開催に要する経費

謝金、講師旅費、受講生旅費、資料費、印刷費、車両借上料、見学実習費、通信運搬費

### 事業完了期限

平成29年2月末日

○問い合わせ先：本会 事業振興部 (TEL 087-851-8311)

## 中央会だより 3

## 栄えある受章、知事表彰受賞おめでとうございます

春の叙勲受章並びに憲法記念日の知事表彰を受賞されました会員組合代表者等の方々をご紹介します。

(順不同・敬省略)



## 旭日双光章

細溪 英一(高松南新町商店街振興組合)  
鎌田 郁雄(香川県醤油工業協同組合)

## 知事表彰

川畠 政廣(香川県タクシー協同組合)  
山下 正一(香川県電気工事業工業組合)  
山下 雄二(香川県医薬品小売商業組合)  
大西 勝也(香川県テントシート工業組合)  
二川 隆一(高松食肉事業協同組合)  
千切谷多一朗(協同組合日專連高松)  
久米川 啓(高松市医師協同組合)  
佐野 勉(香川県管工事業協同組合連合会)  
入江 祥光(香川県うちわ協同組合連合会)  
大石 隆司(香川県ホテル旅館生活衛生同業組合)  
赤松 孝明(香川県木材産業協同組合)

## 中央会だより 4

## 消費税軽減税率対応「窓口相談・専門家派遣」のご案内

平成29年4月から消費税が引き上げられ、これに伴って軽減税率制度も導入される予定です。そのため、これらへの適正かつ円滑な対応が重要な経営課題となってきます。

本会では、事業協同組合、商工組合、企業組合、協業組合等の中小企業組合の皆さんを対象とした個別窓口相談並びに組合研修会への専門家派遣を行っております。(予約制)

## 【相談内容・研修内容の例】

- 軽減税率制度の概要、インボイス導入について
- 中小企業組合と表示カルテル、転嫁カルテル
- 消費税転嫁対策特別措置法のポイント

○問い合わせ先

本会 連携支援部 (TEL 087-851-8311)

お知らせ

## 「軽減税率対策補助金」の申請受付が開始されました!

「軽減税率対策補助金(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)」の申請受付が  
4月1日より開始されました。

本補助金は、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企  
業・小規模事業者が複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修等を行  
うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

申請方法等は下記ホームページをご確認ください。

軽減税率対策補助金事務局

検索

URL : <http://kzt-hojo.jp/>



総務省・経済産業省・香川県・市町からのお知らせ

経済センサス<sup>▲</sup>  
活動調査

平成28年経済センサス-活動調査を実施します

## あなたの調査票で日本経済の「いま」を明らかに!

総務省と経済産業省は、平成28年6月1日現在で、全国のすべての事業所及び企業を対象とした  
「平成28年経済センサス-活動調査」を実施します。

- 「経済センサス-活動調査」は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としています。
- 調査関係書類は平成28年5月末日までにお届けします。

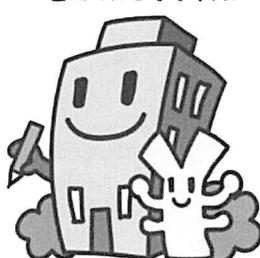
調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願ひいたします。

### 【問い合わせ先】

香川県政策部統計調査課 経済産業統計グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL: 087-832-3148

ビルくんとケイちゃん



# 年度末需要の動きも鈍く、消費増税への懸念も 相まって、先行き不透明感は増大

2016年3月

業界	象徴	今後の見込み	
		現状	見込み
製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様の注文の際に「内税でお願いします。」とよく言われます。材料を購入する際は、すべて外税、しかし注文は内税。すべてのお客様ではないですが、外税に統一できる様になれば、ありがたい。(惣菜)</li> <li>全体的には乾麺は漸減しています。(製粉製麺)</li> <li>出荷高は、対前年同月比99.9%。(調理食品)</li> <li>原材料の相場変動などは、あまり見られず比較的穏やかな環境が続いている。為替もある程度の落ち着きを見せており、大きな価格変動は考えにくい状況にある。そのような環境で大手冷食メーカー各社が新商品を発売してきており、その売れ行き次第で中小企業の商品開発や生産に影響が出てくるものと考えられる。(冷凍食品)</li> <li>全国の醤油出荷量の統計資料では、平成26年790,165kl、平成27年780,411klの同期比約98%で推移している。当組合の組合員の業況は全般的にはほぼ前年並と推察される。当組合の平成28年3月期決算時点での生揚出荷量は、前年同月比で約101%の状況である。しかし、決算内容は、特別損失の発生事由があったため、損失金処理の決算内容となる見込みである。(醤油)</li> </ul>	
	繊維・同製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>円安による輸入コストの増大や中国での人件費、材料高も販売価格に転嫁できず、また暖冬による販売不振も加わり昨冬の販売は非常に厳しい状況であった。春～秋物のUV手袋の時期になったが、ホームセンター、100均店舗等での安価な製品に消費者が流れることが予想され、先行きは予断を許さない。今後、新しい機能の素材を使った手袋の開発等他の業界が真似できない商品の開発が必要である。(手袋)</li> </ul>	
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末の駆け込み受注の減少、前年度より売上げの低下及び材料の値上げにより収益が悪化。業界全体に悪化が見込まれる。(家具)</li> <li>製材・市場・プレカットは対前年比変わらず。4月以降も同じ傾向が続くのではないか。(製材)</li> <li>着工戸数の減少による需要減と建築工法が変化し、機密性、耐力壁などが厳しくなり諸手続きも複雑になった。小企業には厳しい変化。(木材)</li> </ul>	
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>各印刷会社は総じて景況が弱含みであり、3月の日銀短観も2四半期ぶりに悪化したと報ぜられ、今後、注視しなければならない。当業界でも電力料金自由化で、どのように作用し、推移するのか多少の期待感を見守りたい。(印刷)</li> </ul>	
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>共販再構築が県内東部、西部地区にて進行中であるが、結果が見えるまで時間が必要な模様。市況は上記の動きもあり、緩やかに改善している。中讃地区では、前年比-25%の業績となっており、次年度も同程度と見込まれるため、さらなる市況改善が必要とされる。(生コンクリート)</li> <li>3月は年度末において大切な月であるのに結局受注に期待できず、来年度の資金繰りの困難さにどう対処すべきか検討中。(ブロック)</li> <li>本来であれば、繁盛期の3月は一部の事業所を除いて売上げは減少した。産地内外で廃業する事業所が増えているため、取引先として繋がりのあった組合員が影響を受けている。(石材加工)</li> </ul>	
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末駆け込み需要はあったが、総じて在庫調整の為の生産抑制があった。原油安は追い風なるも、原材料単価は一度上がると、そのままであり、コストアップの最大要因である。かかる中、ゼロ金利政策は、財務面で恩恵を享受する組合員が多い。28年度は更に慎重に進みたい。(鍍金)</li> </ul>	
	一般機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>当地方の鉄工業全体における生産活動は昨年同期と比べ総じて引き続き好調を堅持している。しかし、我が国の経済環境は大企業製造業を中心に、年明けからの急速な円高と新興国景気の減速で輸出の回復も鈍く小幅ではあるが悪化が予想され、当地方の業況にも影響が苦慮される。プラント機器の製造販売は引き続き設備用の熱交換器をはじめ汚濁処理施設等は官民の大型インフラ工事の発注増から短納期ながら仕事量を確保、一時的な人手不足が生じている。造船関連機器製造業は金融緩和による円安からバラ積み船、LNG船等の新規造船の受注が大幅に伸び2018年上期までの納期があり、当面は製品の出荷に追われている。建設用鉄骨加工業は大型の建築工事が減少している中、耐震工事は引き続き好調で価格競争は厳しいが、短期の仕事量は維持している。産業用機械製造業メーカーは世界的な資源エネルギーの価格変動の影響から海外市場は減少しつつあるが、国内の大型設備増強により、引き続き生産を伸ばしている。関連部品加工業は大手企業の情報技術製品、輸送用器具製品等の受注により高稼働が続いている。(一般産業用機械・装置)</li> </ul>	
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドリルシップ船のブラジルプロジェクトでは損失になってしましましたが、LNG、LPG船の受注は順調ですので、安定操業で推移していく見込みです。(造船)</li> </ul>	
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>まだまだ受注状況は低調に推移している。大口案件の引き合いもあるが、決定にはなっていない。その案件も他のアイテムになっているとの事。(団扇)</li> <li>恒例の象谷忌茶会は天候に恵まれ多くの来場者でござったが、同時開催の漆器まつりの即売は昨年より大幅に売上が減少した。年度末に経営者の死亡等により組合員が前年より3社少くなり、新年度の組合員増加対策等組合運営の基本の練り直しが急務となった。(漆器)</li> <li>3月の業況は前年同月と比べて7%のマイナスでした。しかし、月の後半から少し増加してきました。組合全体ほぼ同じ傾向です。布団の専門店での就学の布団の売上は、完全にホームセンターや大手量販店など中国からの安価な商品に押されています。(綿寝具)</li> </ul>	

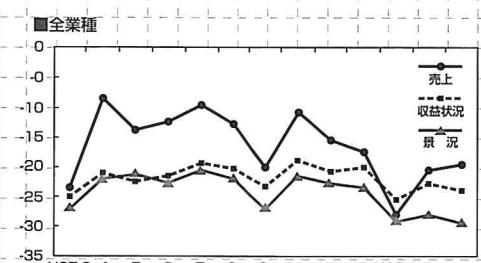
3月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-33.4ポイントで前月調査の-27.1ポイントから6.3ポイントの悪化となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-33.3ポイントで前月調査の-37.5ポイントから4.2ポイントの改善、収益DI値は-37.5ポイントで前月調査の-29.2ポイントから8.3ポイントの悪化となった。年度末需要の動きが鈍化していることに加えて、コスト高が収益を圧縮している状況も変わらず、労働力不足や消費増税への懸念も相まって、先行き不透明感は増大している。

非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月前半は野菜の品薄の影響がでていた。後半は芸術祭のはじまりに伴い高い商品の動きが良くなつた。鹿児島県産の豆類が高値を付けて流通がほとんどなかつた。(青果物)</li> <li>●元売の卸売価格は4~5円上昇しているが、小売販売価格に反映できていない。過当競争状態であり、特に坂出地区が低い。3月末で廃業するSSが2社あり。今後とも厳しい収益状況が続くと小規模なSSは廃業するところが増えそうである。(石油)</li> <li>●2014年の商業統計が発表されましたので参考までに記載します。地域電気店と家電専門大型店の電気小売業は7年前の07年と比べて14,796店減少(33.3%減)29,700店となっている。とりわけ2人以下店、3~4人店の減少率が大きい。また、電気小売業の商品販売額は、07年に比べて、1兆2627億円ダウンし、6兆5785億円、その内家電大型専門店の年間販売額は、4兆100億円、それ以外の電気店の年間商品販売額は2兆4777億円で、電気器具小売販売額の37%強となります。この商業統計調査は1月~12月を対象に14年1月に行われました。(電機)</li> </ul>
	商店街	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内国際芸術祭が始まり人通りも一段と増え、街には活気が出ている。しかしながら各店舗の売上は通行量には関係なく今年に入り厳しい状態が続いている。また昨年から勢いのあった貴金属品が3月は数字を落とし、年明け以降の世界的な金融の混乱が富裕層の消費行動に悪い影響をもたらしていかなければよいと感じており、一時的なダウンであることを願っている。(高松市)</li> <li>●新聞報道では瓦町駅の商業施設ができるから近隣商店街も少しづつ人通りも増してきているとありました。片原町の駅の利用者は減少しています。3月20日より第3回瀬戸内国際芸術祭が始まり多少は商店街に流れて来ているように感じます。春の選抜甲子園では高松商業が決勝戦まで残ったことはうれしい出来事でした。優勝でもしていたら高松市の経済効果はいかほどだったでしょう?(高松市)</li> <li>●数年、当商店街での空店舗数に変化はなかったが、商店街入り口の「わはは広場」が他商店街に移転する為、空店舗数が増加する。商店街下水工事後の道路舗装工事で最初の本通り商店街での舗装工事が完了。来年元町・本町と進む予定。(坂出市)</li> <li>●商店街は残念ながら、いつも通りでガラーンとしている。学校が春休みになると、学生たちも通らなくなり一層人通りが減る。少々のイベントでは効果もなく、「打つ手がない」というのが正直な現状だと思う。(丸亀市)</li> </ul>
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年度末で仕事量はあるものの、好転とは考えにくい。(ディスプレイ)</li> <li>●3月は、前年同月より3%増であった。3月は、昨年に比較し、スポーツ系の団体が後半に多く、活況であった。ただ、懸案は、瀬戸内国際芸術祭のお客さんの顔があまり見えない状況である。前回の3年前と同様、駅前のホテル等は相当稼働率が上がっているが、台湾便と同じく、一般的なビジネス系のホテルは、稼働率に影響するほどの数字ではない。顧客の選択が、大きいシティホテルか、安いゲストハウス、著名なホテルか、否か、のすべてが2択に近い状況にシフトしている。中間層のホテルは選択肢に入りにくい状況になっていると推定される。また、前月も述べたが、当組合員に該当する旅館業の規制の枠は、消防法、また、宿泊者の賠償保険その他、多くの規制に対応すべくコストをかけているホテル、旅館と、規制がない等しいゲストハウス等が同一ラインの宿泊とみなされ、全く法整備の網のないところで、安価な宿泊を行政、マスコミが取り上げている現実は、全くミーハーなものと考える。法の規制をクリアしたところを、ホテル旅館とし、その他は簡易宿泊所として、自己責任での宿泊となることを行政としても、明確に取り扱ってほしいものである(旅館)</li> <li>●平成27年度は美容室軒数の増加、客数の減少、来店頻度の長期化、利用金額の低下等サロンを取り巻く環境は依然として厳しい状況です。(美容)</li> </ul>
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成26年4月からの消費税引き上げを運賃転嫁したことによる乗り控え傾向が依然として続いており、景気回復の遅れとも相まって、非常に厳しい経営状況にある。また、乗務員不足が深刻化するとともに、高齢化が進んでおり、事業継続が懸念される。(タクシー)</li> <li>●平成28年2月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、2.9%増となり、対前月比では3.2%増となった。また、2月分利用車両数の対前年同月比は、2.5%増となった。(トラック)</li> <li>●今年の3月は、荷動きが少ないと言われている事業者が多い。今年は参議院選挙もあり、W選挙との噂も現実味を帯び気忙しいと思われるが荷動きは従前どおりと予想している。燃料価格(軽油)は、元売り会社それぞれが多少値上がり基調となってきたが、中東情勢・米国を見ると、値上がり要素は無く今後の動きが注目される。(貨物)</li> </ul>

### 香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食料品	😊	☁️
	繊維・同製品	☂️	☂️
	木材・木製品	☂️	☂️
	印刷	😊	☁️
	窯業・土石製品	☂️	☂️
	鉄鋼・金属製品	😊	☂️
	一般機器製造業	☂️	😊
	輸送用機器	☂️	😊
	その他	☂️	☂️

	売上高	収益状況	業界の景況
非製造業	卸売業	😊	☁️
	小売業	☂️	☂️
	商店街	☁️	☂️
	サービス業	😊	☁️
	建設業	☂️	☀️
	運輸業	😊	☂️
	その他	😊	☁️



※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

## 商工中金だより

## グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

## 貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利 払 い 方 法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金使途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進歩報告書」もご提出いただきます。

なお、詳細につきましては、商工中金  
高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】  
株式会社商工組合中央金庫 高松支店  
〒760-0028  
高松市鍛冶屋町3番地  
TEL.087-821-6145  
FAX.087-851-6074

## 日本政策金融公庫だより

## ●融資制度のご案内●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

## ○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	創業前および創業後1年以内の方
資金使途	各貸付制度に定める資金使途
融資限度額	各貸付制度に定める融資限度額
融資期間(据置期間)	各貸付制度に定める融資期間及び据置期間
利 率	「各貸付制度に定める利率-0.2%」。 ただし、次のいずれかに該当する方については、「各貸付制度に定める利率-0.3%」 1 女性または若年者(30歳未満) 2 Uターン等により地方で創業する方

## ○新事業活動促進資金の概要(国民、中小)

融資対象者	「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、 経営多角化、事業転換などにより、第二創業を図る方など ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方を追加
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
融資期間(据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利 率	基準利率 ただし、一定の要件に該当する方については、利率を低減 ※事業承継を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)を図る方または新たな取組みを図る方については、 「基準利率-0.65%」(中小企業事業のみ2億7,000万円上限(運転資金は2億5,000万円上限))

## ○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画または高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内または20億円のいずれか低い額
融資期間(据置期間)	10年超15年以内(うち3年以内)
利 率	ご融資額 2億7千万円以下 0.25%~0.55% 2億7千万円超 0.40%~0.70% (H28.4.20現在) (※)資金使途により2億7千万円超の金利が適用になるケースがあります。

## &lt;支店窓口&gt;

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

# 通常総会開催のお知らせ

本会では、平成28年度通常総会を下記の通り開催いたします。

後日、正式文書にてご案内致しますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

日時

平成28年6月15日(水) 15時30分~

場所

高松国際ホテル  
(高松市木太町 2191-1)



▲昨年の総会風景



▲昨年の懇親会風景

タイトル

小規模事業者管理会計導入講座

～資金と利益の安定を導くテクニックを実践する～

○日 時 6月13日(月)、20日(月) [2日間]

○会 場 中小機構近畿本部(大阪市中央区安土町2-3-13)

○対 象 者 経営者、経営幹部

○受 講 料 16,000円(税込)

○定 員 30名

○研修のねらい

この研修では、「利益を出すための基本」、「組織全体で理解する予算管理办法」等について、事例を交えながら、わかりやすく説明します。

○講 師 株式会社創造経営センター コンサルティング事業  
マネージャー 根本 兼司

○詳細情報

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2016/094332.html>

中小企業大学校  
研修の御案内

●お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿本部  
中小企業大学校関西校

兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL.0790-22-5960

## Book RANKING 県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	羊と鋼の森	宮下奈都	文藝春秋／1,620円
2	天才	石原慎太郎	幻冬舎／1,512円
3	君の脾臓をたべたい	住野よる	双葉社／1,512円
4	世界でもっとも貧しい大統領 ホセ・ムヒカの言葉	佐藤美由紀	双葉社／1,080円
5	おやすみ、ロジャー 魔法のぐっすり絵本	カール=ヨハン・エリーン 監訳：三橋美穂	飛鳥新社／1,400円

香川県書店商業組合調べ

# ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、国土交通省と各都道府県の協力により設立された公益法人で、  
「失業者支援」や「雇用調整」等にむけて、全国ネットで出向・巡回の実習講習を行っています。）

## 会社間の人材移動

### 雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

### 雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

### 無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の  
費用はかかりません。

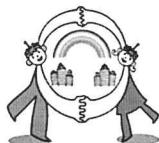
- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)を検討の企業様からのお問い合わせをお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20(高松センタービル8階)



**TEL.087-851-1011**  
**FAX.087-851-1014**

ご利用時間  
9:00~17:00  
(土・日・祝日は除く)

